

避難者減免の内容

区 分	内 容
対 象 者	次に掲げる避難者等が、給水契約者である場合は給水契約者本人、親族等の住宅に入居している場合は当該住宅の給水契約者を対象とします。 ○東日本大震災により居住継続が困難となった被災者 ○福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者 ○水道料金については 23区及び多摩地区の3市1村(武蔵野市、昭島市、羽村市及び檜原村)を除く26市町に避難されている方 ○下水道料金については 23区に避難されている方
減免内容	○水道料金： 基本料金と1月当たり使用水量10m³までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額 ○下水道料金： 1月当たり8m³以下の汚水排出量に係る料率額に100分の110を乗じて得た額
減免期間	○水道料金： 平成23年3月11日以降、使用を開始した日の属する月分から令和5年3月31日の属する月分まで(使用開始日に遡って適用) ○下水道料金： 平成23年3月11日以降、使用を開始した日の属する月分から令和5年3月31日の属する月分まで(使用開始日に遡って適用、還付対象期間は原則として過去5年)
受付方法	○ 都営住宅等東京都があっせんした住宅に入居の避難者 申請書等の提出は、不要です。 ○ そのほかの住宅に入居する避難者 (1) 申請方法 ・ 全国避難者情報システムに登録された避難先住所へ、水道局から減免申請書等を郵送 ・ 避難者本人が記入し、原則、郵送にて申請書等を返送 ・ 営業所及び多摩地区サービスステーション窓口への提出も可 (2) 申請に必要な書類 ・ 減免申請書 ・ リ災証明書又は被災証明書(写し可) ※提出が困難な場合は、被災時の住所が分かる書類(運転免許証、保険証等)の写しでも可 ※ 既に減免措置を適用されている方の再申請手続きは不要です。 ○ 申請時に証明書等の提出が困難な方やご不明な点がある場合の連絡先 23区 : 水道局お客さまセンター 03-5326-1101 多摩地区 : 水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 又は042-548-5110